

B. 規約

I. 東京都公立高等学校長協会 規約

第1章 総 則

- 第1条 本協会は東京都公立高等学校長協会と称する。(以下「本協会」という)
- 第2条 本協会は会員相互並びに関係諸機関等との連携を図るとともに、研究・研修活動を通して東京都公立高等学校教育の振興・発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本協会は東京都公立高等学校の校長をもって会員とする。
- 第4条 本協会に次の部会を置く。各部会の規定は別に定める。
1. 普通部会
 2. 専門部会 商業部会、工業部会、農業部会、家庭部会、定通部会を専門部会とする。
 3. 総合学科部会
 4. 中高一貫教育部会

第2章 事 業

- 第5条 本協会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 調査並びに研究
 2. 研究協議会、研修会等の開催
 3. 関係諸機関等との連携
 4. その他必要な事項

第3章 役員及び幹事

- 第6条 本協会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 名誉会長 1名 (全国高等学校長協会会長とする。他の道府県から選出された場合は欠員とする。)
 3. 副会長 5名 (1名は専門部会の各部会長のうちから選出する。1名を広報担当とする。)

- 第7条 本協会に次の幹事を置く。
- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 各部会の部会長 | 6名 |
| 2. 専門委員会の委員長 | 6名 |
| 3. 人権教育推進委員会委員長 | 1名 |
| 4. 地区幹事 | 12名 |
| 5. 広報幹事 | 2名 |

- 第8条 役員、幹事及び会計監事の選出承認は次の通りとする。
1. 会長は立候補者から全会員の投票で選出する。会長の立候補者がいない場合は、再任用でない全会員を候補者として投票を行う。
 2. 副会長は会長が指名し、総会で報告する。
 3. 部会長は各部会において選出する。
 4. 委員長は各委員会において選出する。
 5. 人権教育推進委員会委員長は会長が指名し、総会の承認を得る。
 6. 地区幹事は各地区において選出する。地区幹事は他の幹事を兼務することはできない。
 7. 広報幹事は会長が指名し、総会の承認を得る。
 8. 会計監事は会長が指名し、総会の承認を得る。

第9条 役員等の任務は次の通りとする。

1. 会長は本協会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長の代行をする。副会長は担当の会務を所掌する。
3. 部会から選出された幹事は本協会と各部会との連絡・調整に当たる。
4. 委員長は委員会の会務を所掌し、本協会と委員会の連絡・調整に当たる。
5. 地区幹事は本協会と各地区との連絡・調整に当たる。
6. 広報幹事は広報担当副会長の指示に従い「広報ニュース」の編集・発行等を行う。
7. 会計監事は本協会会計の監査を行う。

第10条 役員等の任期は次の通りとする。

1. 会長の任期は原則として2年とする。
2. 副会長、幹事及び会計監事の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 本協会に顧問を置くことができる。

第4章 機 関

第12条 1. 本協会に次の機関を置く。

総会 役員会 幹事会 部会 委員会 地区校長会

2. 本協会は必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第13条 1. 総会は年1回会長が招集し、次の事項を行う。

- (1) 会務に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 組織人事に関する事項
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要な事項

2. 総会の議長は会長が行う。
3. 会長は必要に応じて臨時に総会を招集することができる。

第14条 1. 役員会は会長が招集し本協会の会務運営等について企画及び協議を行う。

2. 役員会は、会長、名誉会長及び副会長をもって構成する。

第15条 1. 幹事会は会長が招集し本協会の会務を処理する。幹事会の議長は副会長がこれにあたる。幹事会は緊急事項については、総会に代わって処理することができる。幹事会に幹事が出席できない場合は代理を出席させることができる。

2. 幹事会は、第7条に定める幹事及び第14条2に定める役員をもって構成する。

第16条 1. 本協会は当分の間、以下の専門委員会を設置する。

入選対策委員会 生徒指導委員会 進路指導委員会 教育課程委員会
管理運営委員会 学校改革委員会

2. 専門委員会は会長の指示により編成し必要な事項について調査・研究・協議・提言を行いその成果を公表する。

第17条 部会はそれぞれの部に関すること及びその他必要な事項について調査・研究・協議・提言する。

第18条 地区校長会は、各学校経営支援センター各グループごとに所属する東京都公立高等学校間の連携を図るとともに、センター毎の地区を中心とした地域の諸課題及びその他の必要事項についてはグループを超えて協議する。

第5章 会 計

第19条 本協会の会費は別に定める。

第20条 会計年度はその年の4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 事務局

- 第21条 本協会は事務局を千代田区富士見1丁目5番地6号に置く。
- 第22条 事務局には会長が委嘱した事務局長及び主事1名を置く。
- 第23条 事務局長は会長の指示により本協会の運営に必要な事項を取扱う。
- 第24条 主事は事務局長の指示により庶務会計その他必要な事務を取扱う。事務局の運営その他必要な特別会計についての内規は別にこれを定める。

付 則

昭和46年4月24日改正 昭和47年5月8日改正 昭和48年6月25日改正 昭和50年5月2日改正
昭和52年3月26日改正 昭和54年5月10日改正 昭和56年5月9日改正 昭和57年5月7日改正
平成2年4月27日改正 平成14年4月23日改正 平成15年6月3日改正 平成16年4月20日改正
平成17年4月26日改正 平成21年4月10日改正 平成22年4月9日改正 平成26年4月11日改正
平成29年4月14日改正 平成31年4月12日改正

東京都公立高等学校長協会 会長選挙規定

- 第1条 この規定は、東京都公立高等学校長協会会長選挙（以下選挙）を円滑に行なうために必要な事項を定める。
- 第2条 東京都公立高等学校長協会の会員は、選挙権及び被選挙権を有する。
但し、被選挙権を有するのは再任用でない会員とする。
- 第3条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会（以下委員会）が管理する。
- 2 委員会は委員6名をもって組織する。委員は会長が地区幹事の中から指名する。
 - 3 委員の任期は委員会が設置されてから、次回の委員会が設置されるまでの1年間とする。
 - 4 委員会本部は、東京都公立高等学校長協会事務局に置く。
- 第4条 委員長は会長が指名する。
- 2 委員長は委員会を代表し、その事務を総括する。
- 第5条 委員長は選挙の日程を定め、各会員に公示する。
- 第6条 会長の候補者となろうとするものは委員長に届け出なければならない。
- 2 立候補の届出に当たっては、3名の会員の推薦を必要とする。
 - 3 候補者は、定められた期日までに所定の用紙により届け出る。なお、届出は代理人も可とする。
 - 4 委員長は、届出のあった候補者の氏名・所属・主張等を公示する。
- 第7条 選挙は投票によって行なう。
- 2 投票は、定められた期間内に、郵送によって行なう。
 - 3 島嶼については別に定める。
- 第8条 開票は、立会人を置き、協会本部で委員により行なう。立会人は推薦人とする。
- 第9条 候補者が多数の場合には、最も得票数の多い候補者を当選者とする。また、上位2名が同数の場合は決選投票を行なう。
- 2 立候補者が1名のみの場合には、信任投票を行い、投票総数の過半数の信任をもって当選とする。
- 第10条 委員長は当選者が決定したときには、速やかに当選者に告知し、選挙結果を公示する。
- 第11条 選挙の日程、投票方法等については、委員会が定め、公示する。
- 付 則 本規定は平成15年2月10日から実施する。
本規定は平成28年4月12日から一部改訂する。
本規定は平成29年4月14日から一部改訂する。

東京都公立高等学校長協会 慶弔規程

第1条 本協会は以下の規定によって慶弔金を贈呈する。

第2条 贈与の基準は次のように定める。

	死亡	傷病	退会
会員	50,000円	10,000円	10,000円
配偶者	20,000円		

ただし、傷病とは1か月以上の入院等とする。また、ここで言う退会とは退職によるものを指す。

第3条 会員所属の学校または自宅の被災等、ならびに会員以外の者に対する贈呈についてはその都度協議する。

その他協議を要するものは原則として幹事会に諮るものとする。

第4条 贈与は基準額相応の物品をもって代えることができる。

第5条 本会の経費は拠出による。拠出額は別に定める。

第6条 本規定の変更は幹事会の合意を必要とする。

第7条 本規定は昭和45年11月1日から実施する。

<内規> 1. 拠出額は年額3,600円を原則とする。

2. 特に必要を生じた場合は幹事会に諮り臨時会費を徴収するものとする。

3. 退職者への退会餞別金については年度内の適当な時期に検討し、経常会費で不足の場合は幹事会に諮り必要金額を別途徴収する。

4. 退職による退会者には出欠の如何にかかわらず、歓送迎会費1名につき10,000円支出する。

<付則> 昭和55年6月5日改正 昭和58年6月10日改正 平成2年4月27日改正 平成7年10月1日改正
平成13年4月24日改正 平成21年4月10日改正

東京都公立高等学校長協会 会員分担金会計内規

1. 会員会費は協会会費収入として一般会計に繰入れるほか、慶弔費・事務職員厚生対策費・協会緊急対策費・協会基金積立金・周年事業積立金等として特別会計で処理する。
2. 会員は年額48,000円を会費として納入する。
3. 納入方法は月額4,000円を原則として電算処理により給与から納入する。
4. 本会計は協会事務局主事が担当し、会計監事が監査の結果を本協会総会に報告し、その承認を得るものとする。

付 則

1. 本内規は昭和57年4月1日から実施する。
2. 本内規を改正するときは総会の承認を得るものとする。
3. 昭和58年5月7日改正（昭和58年10月1日から実施）
4. 昭和61年4月28日改正
5. 平成2年4月27日改正
6. 平成6年4月26日改正（平成7年10月1日から実施）
7. 平成11年4月23日改正
8. 平成14年4月23日改正
9. 平成21年4月10日改正
10. 平成22年4月9日改定

II. 東京都公立高等学校長協会普通部会 規約

第1章 総 則

第1条 本部会は普通課程を設置する東京都公立高等学校の校長をもって会員とし、全国普通科高等学校長会に加入し、事務局を千代田区富士見1丁目5番地6号東京都公立高等学校長協会事務局に置く。

第2条 本部会は会員相互並びに関係諸機関等との連携を深め、研究・研修活動を通して、東京都公立高等学校教育の振興・発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業及び組織

第3条 本部会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 調査並びに研究
2. 研究協議会、研修会等の開催
3. 関係諸機関との連携
4. その他必要な事項第4条 第3条の事業を行うため、会員は東京都公立高等学校長協会（以下「校長協会」という）に置かれている次の専門委員会に所属する。
入選対策委員会 生徒指導委員会 進路指導委員会 教育課程委員会 管理運営委員会 学校改革委員会

第3章 役員及び会合

第5条 本部会に次の役員等を置く。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 3名
3. 幹事 校長協会幹事を兼ねる。

第6条 役員を選出承認は次のとおりとする。

1. 部会長は、校長協会会長が本部会会員の場合はこれを兼務する。
校長協会会長が本部会会員でない場合は、校長協会会長選挙規定に準じてこれを選出する。
2. 副部会長は、校長協会会長が指名し、本部会総会で承認を得る。
副部会長は、校長協会副会長を兼ねるものとする。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 部会長は本部会を代表し、会務を総括する。
2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長不在の場合は部会長の代行をする。

第8条 役員等の任期は次のとおりとする。

1. 部会長の任期は原則として2年とする。
2. 副部会長及び幹事の任期は原則として1年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 1. 普通部会総会は年1回部会長が招集し、次の事項を行う。

- (1) 会務に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 組織人事に関する事項
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要な事項

2. 普通部会総会の議長は部会長が行う。

3. 部会長は必要に応じて臨時に総会を招集することができる。

第10条 1. 普通部会の幹事会は必要に応じて部会長が招集し、本部会の会務を処理する。

2. 普通部会の幹事会は第5条に定める部会長、副部会長及び幹事をもって構成する。
3. 普通部会の幹事会に幹事が出席できない場合は代理を出席させることができる。

第4章 会 計

- 第11条 本会の会費は必要に応じ徴収する。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5章 付 則

- 第13条 本規約の変更は総会の議決を経て行う。
- 第14条 本規約は昭和28年5月26日から実施する。

昭和34年5月14日改正 昭和47年5月1日改正 昭和50年4月28日改正 昭和54年5月1日改正 昭和57年4月30日改正 平成14年4月16日改正 平成15年4月22日改正

Ⅲ. 東京都立商業高等学校長会 規約

- 第1条 本会は「東京都立商業高等学校長会」と称する。本会は商業に関する学科等を有する都立高等学校長をもって会員とし、併せて東京都公立高等学校長協会の商業部会を構成する。その事務局を会長の所属する学校に置く。
- 第2条 本会は都立高等学校教育、特に商業に関する教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会には次の委員会を置き、会員はいずれかの委員会に属して、それぞれの調査研究に当たるものとする。
委員会には委員の互選により、委員長を置く。
教育課程委員会 生徒指導委員 会進路指導委員会
- 第4条 本会に次の役員を置く。
会 長 1名
名誉会長 1名（本会から推薦した全国商業高等学校長協会理事長）
副会長 1名
幹 事 若干名
会長、副会長は幹事の互選によって選出する。幹事は東京都公立高等学校長協会幹事を兼ねるものとする。
役員の任期は1年とし、年度途中からの選任であっても年度末で1年とする。ただし再任を妨げない。
名誉会長にあつてはこの規定を援用しない。
- 第5条 本会には次の会議を設ける。
例 会 会のすべてについて協議、決定する。8月を除き、毎月1回開催する。
役員会 会の運営を行い、随時開催する。年度末に次年度の幹事2名および会計1名を推薦する。
委員会 調査研究を行い、随時開催する。また、会長は各種の会議を随時招集することができる。

- 第6条 本会の経費は会費および補助金をもって充てる。会費は別途定める。
- 第7条 本会の年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。
- 付 則 1. 規約の変更は例会において、全会員の過半数の賛成をもって行う。

2. 本規約は平成15年4月1日から実施する。

Ⅳ. 東京都立工業高等学校長会 規約

- 第1条 (名称) 本会は、東京都立工業高等学校長協会と称する。
- 第2条 (会員及び事務局) 本会は、工業に関する学科等を有する都立高等学校長をもって会員とし、併せて、東京都公立高等学校長協会の工業部会を構成する。
事務局は、会長在任の学校内に置く。

- 第3条 (目的) 本会は高等学校教育、特に工業等に関する教育の振興ならびに学校相互の連絡を図り、併せて、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業) 研修会の開催と次の委員会を設け、調査・研究にあたる。会員は、会長、名誉会長を除き委員会に属するものとする。なお、委員会には委員の互選により会長の委嘱による委員長を置く。
- 学校経営委員会 学校経営、学校改革、施設設備に関すること。
- 管理運営委員会 人事、校長会所管事業の評価、都工業教育研究会に関すること。
- 教務・進路委員会 教務・進路に関すること。
- 生活・情報委員会 生徒指導、工業教育のPRに関すること。
- その他、必要に応じて総会等の承認を得て、別に委員会を設けることができる。
- 第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 名 誉 会 長 | 1名 (本会より推薦された全国工業高等学校長協会理事長とする) |
| 副 会 長 | 1名 |
| 幹 事 長 | 1名 |
| 幹 事 (庶務、会計) | 2名 |
- 会長は、会員の中から副会長、幹事長、幹事を委嘱し総会の承認を得るものとする。
- 第6条 (選挙) 会長及び名誉会長は、選考委員会において選出した候補者の中から選挙で決定する。なお、選挙は会長を選出した後、名誉会長を選ぶ。また、当選は、全会員の過半数を必要とする。但し1回の投票で決定しない場合は再投票を行う。選考委員会については別に定める。
- 第7条 (任期) 役員任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。但し、名誉会長を除く。
- 第8条 (会議) 本会には次の会議を置く。
- 総 会 年度始めに開催し、本会に関する重要事項を審議・決定する。なお、会長は必要に応じて臨時の総会を招集することができる。
- 例 会 原則として毎月1回開催し、意見等の交換・連絡・調整を図り、併せて会員相互の親睦を図る。
- 幹事会 本会の役員で構成して、会務の運営ならびに緊急事項を処理する。
- 委員会 各分掌事項について、調査ならびに研究にあたる。
- 第9条 (経費) 本会の運営に必要な経費は、会費及び補助金をもって充てる。なお、会費については別に定める。
- 第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第11条 (規約の変更) 規約の変更は、原則として総会の承認を必要とする。但し、承認は全会員の過半数を必要とする。
- 付 則 本規約は平成11年4月1日より実施する。

V. 東京都公立農業高等学校長会 規約

昭和48年5月31日改正

昭和51年5月4日改正

昭和52年4月1日改正

昭和55年4月1日改正

- 第1条 本会は、東京都公立農業高等学校長会と称する。
- 第2条 本会は、農業に関する学科を設置する都立高等学校長をもって会員とし、その事務局を会長校に置く。
- 第3条 本会は、東京都公立農業高等学校教育の振興ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
- 役員は、東京都公立高等学校長協会の幹事を兼ねるものとする。
- 第6条 例会は、8月、3月を除いて、原則として毎月1回開催する。
- 第7条 本会の会費は別に定める。
- 第8条 本規約の変更は総会の議決を経て行う。

VI. 東京都立総合学科高等学校長会 規約

- 第1条 (名称) 本会は、東京都立総合学科高等学校長協会と称する。
- 第2条 (会員及び事務局) 本会は、総合学科に関する学科等を有する都立高等学校長(総合高等学校)の学校長(開設準備担当を含む)をもって会員とし、併せて東京都立高等学校長協会の総合学科部会を構成する。その事務局を会長の所属する学校に置く。
- 第3条 (目的) 本会は、都立高等学校教育、特に総合学科に関する教育の振興並びに学校相互の連絡を図り、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は次の事業を行うものとする。①総合学科の教育に関する調査研究。
②総合学科振興に関する行事の企画実施。なお必要に応じて委員会を置くことができる。
- 第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1名
名誉会長 1名(本会より推薦された全国総合学科高等学校長協会理事長)
副会長 1名
- 会長、副会長は会員の互選によって選出し、東京都公立高等学校長協会部会長並びに幹事を兼ねるものとする。
- 第6条 (任期) 役員任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。但し、名誉会長を除く。
- 第7条 (会議) 本会には次の会議を設ける。
- 総会 年度始めに開催し、本会に関する重要事項を審議・決定する。なお、会長は必要に応じて臨時の総会を招集することができる。
- 例会 原則として毎月1回開催し、意見等の交換・連絡・調整を図る。
- 委員会 各分掌事項についての調査研究に当たり、随時開催する。
委員会には委員の互選により委員長を置く。
- 第8条 (経費) 本会の運営に必要な経費は、会費及び補助金をもって充てる。なお、会費については別に定める。
- 第9条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第10条 (規約の変更) 規約の変更は、原則として総会の承認を必要とする。但し、承認は会員の過半数の賛成を必要とする。
- 付 則 本規約は平成17年4月1日より実施する。

VII. 東京都公立高等学校定通校長会 規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は、東京都公立高等学校定通校長会と称し、その事務所を会長校に置く。

第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は、定通教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行うものとする。
1. 教育上の調査研究 2. 会報の発行 3. 意見の公表 4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び組織

- 第4条 本会の会員は、東京都立高等学校定時制、通信制課程の校長とする。
- 第5条 本会に、次の部会を置く。
1. 庶務部 2. 研究部 3. 厚生部

第4章 役員

第6条 本会の次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 常任幹事 若干名
4. 幹事 若干名
5. 監事 2名

第7条 各役員の選出方法および職務については、次のとおりとする。

1. 会長、副会長は幹事会において推薦し、総会において承認を得るものとする。
2. 常任幹事は、各部会選出の幹事をもってこれに充て、会務を掌握する。
3. 幹事は、各地区において選出し、各部会に所属し、部会業務を担当する。
4. 監事は、総会において選出し、会計を監査する。

第8条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、幹事会の推薦によるものとする。

第9条 本会は、必要に応じて委員を委嘱することができる。

第5章 会議

第10条 本会は、毎年1回総会を開く。常任幹事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第11条 総会および幹事会の議長は会長とする。

第12条 総会においては、次の事項を協議する。

1. 予算・決算
2. 重要な会務

第13条 幹事会においては、次の事項を審議する。

1. 予算・決算
2. 重要な会務

第14条 会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。

第6章 会計

第15条 本会の会費は、別に定める。

なお、必要な場合は、臨時会費を徴収することができる。

第16条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 部会

第17条 各部会に関する規約は、部会ごとにこれを定めるものとする。

第8章 付則

第18条 本規約は、総会の議決を経なければ、これを変更することができない。

第19条 本規約は、平成14年6月17日よりこれを実施する。

VIII. 東京都公立高等学校長協会家庭部会 規約

第1章 名称

第1条 本会は東京都公立高等学校長協会家庭部会と称する。

第2章 会員及び事務局

第2条 本会は東京都公立高等学校長をもって会員とし、事務局を会長在任校内に置く。

第3章 目的

第3条 本会は東京都立高等学校家庭科教育の振興並びに学校相互の連携を深める。

第4章 事 業

第4条 前条の目的を達成するため、本会に次の委員会を設け、それぞれの調査・研究に当たる。

第1委員会 人事・施設・設備に関すること。

第2委員会 家庭科教育の改善に関すること。

第3委員会 生徒指導（進路・生活・中学校との連携）に関すること。

第5章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 総会において選出する。

幹 事 会長が委嘱する。

会 計 会長が委嘱する。

第6章 任 期

第6条 役員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

第7章 会 議

第7条 本会は次の会議をもつ。

総 会 本会に関する重要事項を審議・決定するとともに意見の交換・連絡調整を図る。

役員会 会務の運営処理し、緊急事項を処理する。

委員会 各分掌事項について調査・研究に当たる。

その他、本会の目的を達成するための必要な会議。

第8章 経 費

第8条 本会の経費は会費及び分担金をもって当てる。会費の額は別途定める。

第9章 会 計 年 度

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10章 規約の変更

第10条 本会規約の変更は総会の議決を経て行う。

付 則

1. 本規約は平成31年4月1日より実施する。

IX. 東京都立中高一貫教育校長会 規約

第1章 総 則

第1条 本会は東京都内に所在する公立中高一貫教育校の校長を会員とする。

第2条 本会は会員相互及び関係諸機関等との連携を深め、研究・連携事業等を通じて、東京都の公立中高一貫教育校の振興・発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業及び組織

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中高一貫教育に関する調査研究
- (2) 関係行政機関等との連携
- (3) 各校連携事業の企画・実施
- (4) 会員の研修
- (5) その他必要な事項

第4条 前条の事業を行うために、次の委員会を置く。

- (1) 東京都公立中高一貫教育校連携事業委員会

第3章 役員等

第5条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 東京都公立中高一貫教育校連携事業委員長 1名
- (4) 東京都教育委員会が中高一貫教育に関連して設置する委員会等における委員長等 各1名

第6条 役員等の選出承認は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長の選出は会員の互選とする。
- (2) 東京都公立中高一貫連携推進事業委員長は会員の持ち回りとする。
- (3) 東京都教育委員会が中高一貫教育に関連して設置する委員会等とは次の各委員会等とし、委員長の選出は各委員会による
 - ア 適性検査問題共同作成委員会
 - イ 成績一覧表調査委員会
 - ウ グループ作成問題検討委員会（併設型中高一貫のみ）
 - エ 都公立中高一貫教育校学校給食運営委員会
 - オ 進学指導研究協議会Ⅱグループ

第7条 役員の内任は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 東京都公立中高一貫連携事業委員長の任期は2年とする。
- (3) 東京都教育委員会が中高一貫教育に関連して設置する委員会の各委員会等の任期は各委員会等による。

第4章 会議

第8条 本会の会議は、原則として東京都教育委員会の校長実践研究協議会と同日に行う

第9条 会議の議長は会長が務める

第10条 会議の議題として発議がある場合は、会議の前日までに会長に連絡する。

第 11 条 本会の目的を達成するため、会長は必要に応じて人事の会議を招集することが出来る。

第 12 条 会員は、必要に応じて臨時の会議の開催を会長に要請できる。

第 5 章 細 則

第 13 条 第 4 条(1) 東京都公立中高一貫校連携事業委員会は委員長校に事務局を置く。事務局の運営は委員長校の副校長が行い会員各校の副校長と連絡調整を行う。

第 14 条 新規に連携事業等を企画立案する。又は既存の連携事業の変更等を行う場合は、会員は東京都公立中高一貫校連携事業委員長に連絡し、同委員長が会議に提案して了承を得るものとする。

第 6 章 附 則

第 15 条 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

IX. 訃報について

本協会として訃報の継送電話・FAXで取り扱うのは下記の場合です。

1. 現職校長の逝去の場合
2. 現職校長の配偶者逝去の場合
3. 現職校長の両親逝去の場合
4. 前任校長の逝去の場合
5. 歴代会長・名誉会長の逝去の場合
6. 都教委の現職部・課長の逝去の場合
7. 都教委の現職部・課長の配偶者、及び本人の両親逝去の場合

*現職校長及び現職部・課長の配偶者の両親及び前任校長の配偶者・両親は対象になりません。

*元校長の逝去の場合は対象にはなりませんが、退職校長会として、同期の退職校長に連絡しますので、協会にご一報をお願いします。